

7月から水道料金を値上げします



平泉町の水道事業は、昭和40年10月に給水開始して以来、住民の皆さんに安全、安心、安定した飲料水の供給に努力してきました。水道の普及率は93.9%（平成18年）となっており、町内ほとんどの地域に水道管が埋設されていることとなります。

しかしながら、40年経過した施設の老朽化により、漏水の防止対策や増補改良事業など、新たな投資が必要になってきました。町民のライフラインの重要な飲料水の安定供給のため、水道料金の値上げに皆さんのご理解とご協力をお願いします。

水道料金の現行と改定（3%程度の値上げ）の比較表

【基本料金】（1カ月につき、消費税別）

区分	水量(m ³)	料金(円)		差額(円)	改定率(%)
		改定前	改定後		
一般家庭用	10	1,700	1,760	60	3.53
営業用(大口)	100	21,500	22,100	600	2.79
営業用(小口)	20	4,200	4,320	120	2.86
団体用	20	4,000	4,120	120	3.00

【超過料金】（1m³につき、消費税別）

区分	水量(m ³)	料金(円)		差額(円)	改定率(%)
		改定前	改定後		
一般家庭用	1	210	220	10	4.76
営業用(大口)	1	250	260	10	4.00
営業用(小口)	1	240	250	10	4.17
団体用	1	240	250	10	4.17

◎問い合わせ先…建設水道課 ☎46-5569

あなたの年金記録をもう一度チェックさせてください

被保険者・年金受給者の皆さまへ

厚生労働省・社会保険庁

以前は転職や転居などにより、1人が複数の年金番号を持つことがありましたが、平成9年に基礎年金番号が導入されたことにより、1人に1つの基礎年金番号となりました。

これまで複数の年金番号の記録を基礎年金番号と統合するため、照会を行い、年金請求時にもご本人に確認してきましたが、まだ約5000万件（平成18年6月）の記録が未統合です。この記録は大切に保管されていますが、このままでは年金支給に結びつかなくなるおそれがあります。

と突き合わせ、未統合記録がある可能性のある方には、お知らせします。

- ▷社会保険庁等に記録がない場合には、領収書などの証拠がなくても、銀行通帳の出金記録、元雇用主の証言などを根拠として、第三者委員会で判断してもらう仕組みを作ります。
- ▷5年の時効を超えた場合でも、全額お支払いできるようにする特別立法が、国会に提出されています。

◎問い合わせ先

- ▷一関社会保険事務所 ☎23-4246
- ▷ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
（6月11日からはフリーダイヤル0120-657830）
- ▷インターネット（<http://www.sia.go.jp/>）のID・パスワード方式による年金加入履歴の取得をご利用ください。

年金記録問題への新対応策を進めます

- ▷被保険者・年金受給者の皆さまには、基礎年金番号に結びつけられている加入履歴を、順次送付します。ご疑問があれば、お問い合わせください。
- ▷5000万件の記録を、被保険者・年金受給者の記録

力作がズラリ

第49回水道週間児童作品展

6月1日から7日までの水道週間の一環として、第49回水道週間児童作品展が役場で開催されました。

この作品展は、平泉小学校、長島小学校、そして平泉の水道が一部利用されている一関市舞川地区の舞川小学校の児童を対象に行われたもので、3年生が「みず」、6年生が「水道週間」と題した力作合わせて142点が展示され、このうち30点が入賞しました。

入賞された皆さんは次の方々です。（敬称略）

【3年生の部】
 特選 阿部瑞穂（平泉）
 金賞 佐藤亜美（平泉） 岩淵智江（長島） 千葉日向子（舞川）
 銀賞 千葉彩暉（平泉） 浅利昭大（長島） 千葉未帆（舞川）
 銅賞 小野寺妙（平泉） 千葉奨平（長島） 千葉愛子（舞川）

▲特選の千葉遥奈さんとその作品

▲特選の阿部瑞穂さんとその作品

【6年生の部】
 努力賞 千葉唯（平泉） 小川彩華（同） 吉家北透（長島） 滝沢虹太（同） 佐藤伶（舞川）
 特選 千葉遥奈（平泉）
 金賞 齋藤忠愛（平泉） 小野寺陸（長島） 千葉美帆（舞川）
 銀賞 齋藤泰貴（平泉） 眞籠勇哉（長島） 菅原汐音（舞川）
 銅賞 達谷屋佐紀（平泉） 石川勝巳（長島） 千葉桃子（舞川）
 努力賞 千葉美穂（平泉） 岩淵泰仁（同） 瀧澤諒（長島） 佐藤侑（舞川） 千葉雅士（同）

▲特選の千葉遥奈さんとその作品

▲特選の阿部瑞穂さんとその作品

みず 三年 阿部瑞穂

水週間 六年 千葉遥奈

住宅耐震改修 固定資産税が減額になります

平成18年1月1日から27年12月31日までの間に、既存住宅に対して一定の改修工事を行った場合、申告することにより下記の期間、その住宅の固定資産税が2分の1減額になります。

◎減額適用の要件

昭和57年1月1日以前から現存している住宅建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合する改修工事で、一戸当たりの工事費が30万円以上のもの

◎申告方法

要件に当てはまる方は、改修後3カ月以内に関係書類を添付の上、「住宅耐震改修に伴う住宅（減額）申告書」を税務課に提出してください。

◎減額される期間

工事完了時期	減額期間
平成18年1月1日～21年12月31日までの改修	3年度分
平成22年1月1日～24年12月31日までの改修	2年度分
平成25年1月1日～27年12月31日までの改修	1年度分

◎減額される税額

床面積	減額する税額
一戸当たりの床面積が120㎡以下	税額の2分の1
一戸当たりの床面積が120㎡以上	120㎡分の税額2分の1

詳細は工事着手前にお問い合わせください。

◎問い合わせ先…税務課 ☎46-5563